

資料3-2

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年7月14日

**子ども・子育て支援新制度における
利用者負担の適正なあり方についての審議経過
(抜粋資料)**

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年2月26日

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備

・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円

※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

○運営費等

〔原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。〕

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、

放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

【質の改善事項(※全額消費税財源を活用)】

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、

障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

○整備費

・新たにクラブを整備する場合のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。

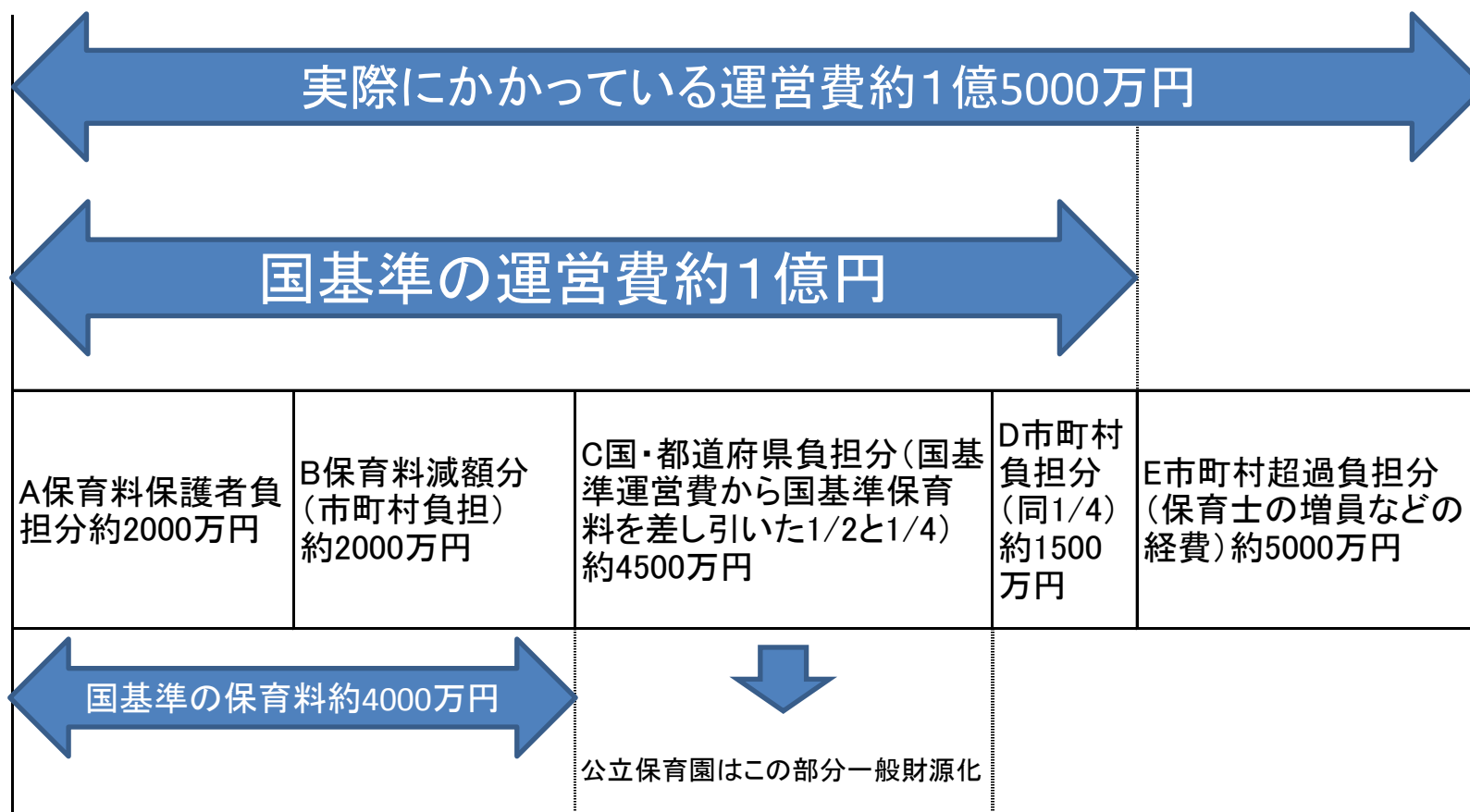
運営費の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

※平成27年度から、大都市特例の適用はなし

認可保育所の運営費（国基準を上回る保育体制を整えている場合で定員110名の私立保育所の例）



東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年2月26日



24 東久福福発第 1024 号
平成 25 年 2 月 8 日

東久留米市長 殿

東久留米市社会福祉審議会
会 長 川 村 匡 由

答 申 書

平成24年7月3日付、24 東久福福発第 440 号をもって、東久留米市社会福祉審議会に諮問されました東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方について、ここに成案を得ましたので次のとおり答申致します。

1 答申内容

- (1) 認可保育所保育料の改定の対象となるD10階層からD16階層における保育料の引き上げ幅は約6%とし、世帯収入における負担割合を現行に比べて0.15%~0.3%程度上げる。
- (2) 認可外保育施設の保護者助成は月額1万円を上限に予算の範囲内で所得制限も視野に入れて行う。
- (3) 賦課徴収金額については、対象者の範囲が明確ではなく、現在徴収している保護者もないこと、また、国の基準表からも削除されたことから、市の保育料月額基準表からも削除する。
- (4) 学童保育所保育料の負担を5,500円に引き上げるが、第2子軽減、低所得者軽減をするなどの「応能負担」の考えを取り入れる。併せて、障害児の受け入れ対象を小学校4年生までに拡大する。

また、延長保育については、降所時の安全面を考慮した時間設定、費用負担、など、市および利用者と十分な協議をすること。

2 経 過

社会福祉審議会では、表記の諮問について、諮問事項についての調査及び検討を行う必

要があると認め、専門的部会として、子育て支援部会を設置することを決定しました。同部会では、保育所並びに学童保育所における安定的な事業運営やサービスの提供と認可保育所と認可外保育施設との受益と負担の公平性を確保する観点から審議が行われ、その審議結果は、東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会報告書（別添参照）としてとりまとめられ、平成24年12月18日に、社会福祉審議会が報告を受けました。

社会福祉審議会は、平成25年1月29日開催の第2回東久留米市社会福祉審議会で、子育て支援部会報告書の内容について審議をし、上記1のとおり結論を得ました。

なお、審議の過程で、子育て支援に係わる意見や、市政全般についての意見も出されたので、参考意見としてとりまとめました。

（参考意見）

- ・子育て支援部会では、保育料のみならず、子育て全体の議論が多かったので、部会での報告内容を、今後の子ども・子育て新システムの検討につなげて欲しい。
- ・増収分を、例えば子育てには欠かせない地域の活力を引き出すための取組みに充てるなど、有効に活用する事を考えるべきだ。
- ・財政が厳しい中で、皆が協力して、お金をかけずに、知恵を出し合って、地域の力で子育てや、その他の課題を解決できるような仕組みづくりが必要である。
- ・応能負担の考え方からすれば、低所得階層の保育料引き下げも、選択肢として考えられる。皆で知恵を出し合って考えて子育て世代の負担を軽減するような施策を展開して欲しい。
- ・保育だけでなく、障害や高齢なども含めて地域で必要なニーズに合ったものを、縦割り行政の枠を飛び越えて行っていくべきだ。
- ・保育行政改革については、保育園運営経費のコストダウン対策や待機児童の解消対策を実現して活力ある東久留米市のまちづくりを図る必要がある

東久留米市学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係

当初予算 ②年度	管理費 7,168千円 + 運営費 267,699千円 = <u>274,867千円</u>
-------------	--

新制度における運営費負担内訳 (理論値)	① 国負担金	② 都負担金	③ 市負担金	④ 利用者負担	⑤ 利用者負担 減額分 (市負担)	⑥ 都補助金 (国庫補助基準を超え運営費に係る分)	⑦ 市一般財源 (国庫補助基準を超え 運営費に係る分)
	30,474	30,474	30,476	62,400	29,024	57,276	34,743
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	(11. 1%)	(11. 1%)	(11. 1%)	(22. 7%)	(10. 6%)	(20. 8%)	(12. 6%)
	国庫補助基準の公費負担の1／3ずつ	※月額5, 000円として算出					
国庫補助基準の公費負担 91, 424千円 国基準運営費 × (1／2)				国庫補助基準の利用者負担 91, 424千円 国基準運営費 × (1／2)			
国庫補助基準運営費 182, 848千円					国基準を超える運営費 92, 019千円		
実際にかかる見込みの運営費 274, 867千円							

※ 国庫補助における運営費負担の考え方から算出する利用者負担額

$$91,424 \text{ 千円 (国庫補助基準の利用者負担)} \div 1,040 \text{ 人 (受け入れ予定人数)} \div 12 \text{ 月} = \underline{7,326 \text{ 円/月}}$$

※ 参考 実際にかかる見込みの運営費における国・都・市・利用者の負担割合

$$\begin{array}{ll} \text{国 (11.1\%)} = 30,474 \text{ 千円 (①)} & \text{都 (31.9\%)} = 87,750 \text{ 千円 (②+⑥)} \\ \text{市 (34.3\%)} = 94,243 \text{ 千円 (③+⑤+⑦)} & \text{利用者 (22.7\%)} = 62,400 \text{ 千円 (④)} \end{array}$$

新制度における東久留米市学童保育所運営費補助の内訳(理論値)

(単位:円)

学 童 保 育 所 名	定員	健全育成事業費	開設日数加算	障害児受入推進事業	計
前沢第一学童保育所	70 人	2,956,000	660,000		3,616,000
前沢第二学童保育所	30 人	3,550,000	660,000		4,210,000
新川第一学童保育所	60 人	3,256,000	660,000		3,916,000
新川第二学童保育所	60 人	3,256,000	660,000		3,916,000
中央第一学童保育所	50 人	3,556,000	660,000	1,712,000	5,928,000
中央第二学童保育所	50 人	3,556,000	660,000	1,712,000	5,928,000
南沢第一学童保育所	70 人	2,956,000	660,000		3,616,000
南沢第二学童保育所	30 人	3,550,000	660,000		4,210,000
金 山 学 童 保 育 所	60 人	3,256,000	660,000		3,916,000
滝山第一学童保育所	70 人	2,956,000	660,000	1,712,000	5,328,000
滝山第二学童保育所	40 人	3,706,000	660,000	1,712,000	6,078,000
くぬぎ第一学童保育所	45 人	3,706,000	660,000		4,366,000
くぬぎ第二学童保育所	45 人	3,706,000	660,000		4,366,000
柳窪第一学童保育所	50 人	3,556,000	660,000		4,216,000
柳窪第二学童保育所	30 人	3,550,000	660,000		4,210,000
小 山 学 童 保 育 所	60 人	3,256,000	660,000		3,916,000
神 宝 学 童 保 育 所	45 人	3,706,000	660,000	1,712,000	6,078,000
南 町 学 童 保 育 所	70 人	2,956,000	660,000	1,712,000	5,328,000
本 村 学 童 保 育 所	60 人	3,256,000	660,000		3,916,000
下 里 学 童 保 育 所	45 人	3,706,000	660,000		4,366,000
合 計	1040 人	67,952,000	13,200,000	10,272,000	91,424,000

東 久 留 米 市
子ども・子育て会議
平成27年3月27日

国負担金	30,474,000
都負担金	30,474,000
市負担金	30,476,000

東京都26市放課後児童健全育成事業(学童保育)の育成料等について

市名	育成料	間食費	間食費含む育成料の最高額
八王子市	7,000円		7,000円
立川市	4,000円	1,500円/月	5,500円
武蔵野市	5,000円	1,500円/月程度	6,500円
三鷹市	6,000円	1,500円/月	7,500円
青梅市	5,000円	1,500円/月	6,500円
府中市	5,000円	1,800円/月	6,800円
昭島市	4,500円	(行事費込)1,500円/月	6,000円
調布市	5,000円	1,500円/月	6,500円
町田市	6,000円	1,000～2,000円/月	8,000円
小金井市	3,000～9,000円		9,000円
小平市	5,500円		5,500円
日野市	5,000円		5,000円
東村山市	5,500円		5,500円
国分寺市	2,500～7,500円		7,500円
国立市	2,500～6,500円	2,000円/月	8,500円
西東京市	5,000円		5,000円
福生市	4,000円	1,000円/月	5,000円
狛江市	学童保育所4,000円		4,000円
	小学生クラブ5,000円		5,000円
東大和市	4,500円	1,500円/月	6,000円
清瀬市	5,000円		5,000円
東久留米市	5,000円		5,000円
武蔵村山市	6,500円		6,500円
多摩市	5,000円		5,000円
稲城市	5,000円	2,000円/月程度	7,000円
あきる野市	3,000円	1,200円/月	4,200円
羽村市	4,000円	1,500円/月	5,500円

平均

6,093円

※間食費は父母会等が徴収・運用する自治体も有り。

平成26年度東京都26市学童クラブ利用者負担等の減免状況について

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年4月27日

市名	利用者負担の減免状況	
	利用者負担(延長保育を含む)	その他
八王子市	生活保護、就学援助受給世帯は減免	なし
立川市	生活保護、就学援助制度・特別支援教育奨励費受給認定世帯は免除	間食費(生活保護世帯は公費負担)
武蔵野市	生活保護、市民税非課税世帯は免除	なし
三鷹市	生活保護、市民税非課税世帯は免除 2人以上の学童入所世帯、ひとり親医療費助成受給世帯、均等割のみ課税世帯は3,500円	間食費(生活保護世帯、市民税非課税世帯は公費負担)
青梅市	生活保護、市民税非課税世帯は免除 同一世帯で2人以上入所の場合、最年少以外の児童は半額に減額	間食費(生活保護世帯は公費負担)
府中市	生活保護、就学援助受給世帯は免除 同一世帯で2人以上入会の場合、2人目から半額	間食費(生活保護世帯は免除)
昭島市	生活保護、市民税非課税世帯は免除 同一世帯で2人以上入会の場合、2人目から3,000円	間食費(生活保護世帯、市民税非課税世帯は公費負担)
調布市	生活保護、就学援助、就学奨励の支弁区分1、市民税非課税世帯は免除 同一世帯で2人以上入会の場合、2人目以降2分の1減額 ひとり親医療費助成受給世帯は2分の1減額	間食費(生活保護世帯は公費負担)
町田市	生活保護、市民税非課税世帯は免除 市民税均等割のみ課税世帯は1人目のみ半額 同一世帯で2人以上入所の場合、2人目以降は半額	なし
小金井市	生活保護、市民税非課税世帯は無料 減免申請世帯は所得状況による	なし
小平市	生活保護、市民税非課税世帯は免除 市民税均等割・就学援助受給・ひとり親医療費助成世帯及び同一世帯で2人以上入所は2人目から半額	なし
日野市	(学童クラブ費) 生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除 同一世帯で2人以上入会の場合、2人目から3,000円、ひとり親医療助成世帯3,000円 15日以上欠席する場合は2分の1減額、1か月欠席する場合は免除 (延長育成料) 生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除 同一世帯で2人以上入会の場合、2人目から900円、ひとり親医療助成世帯900円 学童クラブ費が欠席により減額される場合は2分の1減額、学童クラブ費が免除される場合は同様に免除。	なし
東村山市	生活保護、市民税非課税世帯、就学援助受給世帯は免除 同一世帯で2人以上入所の場合は2人目から3,500円	なし
国分寺市	生活保護、市都民税非課税世帯は無料。 1ヶ月休所、月途中の入所、市長が認めた場合	なし
国立市	生活保護世帯、前年度所得税額3,000円未満の世帯及び災害等で支払いが困難で市長が認めた者は免除	—
西東京市	生活保護法による被保護世帯、市民税・都民税非課税世帯、就学援助費受給世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである世帯 休会届を提出した場合、月の半分以下の在籍は半額、その他市長が認めた場合	なし
福生市	生活保護世帯、市民税非課税及び均等割のみ課税世帯、前年度所得税額3,000円未満の世帯及び災害等で支払いが困難で市長が認めた者は免除 ひとり親家庭医療証の交付世帯及び同一世帯で2人以上入所は2人目から減額され、育成料は月額2,500円となる。 延長育成料の減免(育成料が減額又は免除の世帯が対象)	なし
狛江市	生活保護及び市民税非課税世帯	なし
東大和市	生活保護及び生活困窮世帯は免除	間食費(事前申請によるが、出席日数によって半額の免除あり)
清瀬市	生活保護世帯、都・市民税非課税世帯、市長が認めた場合	なし
東久留米市	生活保護世帯、市民税非課税世帯は免除	なし
武蔵村山市	同一世帯で2人以上の場合は、最年少の児童を除く1人につき2,000円減額 ひとり親で市民税非課税世帯は免除 生活保護世帯は全額免除	なし
多摩市	同一世帯で2人以上入所の場合、2人目から5割減 就学援助世帯は5割減 生活保護世帯は全額免除	なし
稲城市	同一世帯で2人目以降、前年度市民税非課税世帯・ひとり親医療費助成制度受給世帯は2,000円を減額 生活保護世帯は免除	なし
あきる野市	生活保護世帯は免除 市民税非課税世帯・ひとり親家庭等医療証交付世帯は2分の1減額	間食費(減免なし)
羽村市	同一世帯で2人以上入所している場合、2人目から1,500円減じた額 生活保護世帯・前年度市民税非課税世帯・月の全日数欠席者は免除	なし

1号・2号利用者負担額月額比較表

資料4

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年4月27日

(参考:保育標準時間)

1号認定 の階層 区分	2号認定 の階層 区分	条 件	市民税所得割額(円)	A	B	C	D	E
				2号認定 保育短時間 3歳以上	1号認定 負担額	26年度保 護者補助 金額(都・ 市負担分 階層毎金 額)	B-C 保護者補助 金差引後 (負担額を上 限とする)	A-D
①	A	生活保護世帯	0	0	0	9,500	0	0
②	B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	0	0	9,500	0	0
	B2	ひとり親世帯等を除く市民税非課税世帯	0	900	3,000	9,500	0	900
	C	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯	0	2,100	3,000	9,500	0	2,100
③	D1	市民税所得割額 55,200円未満の世帯	～ 55,200	6,900	16,100	7,800	8,300	-1,400
	D2	〃 63,600円未満の世帯	～ 63,600	9,500	16,100	7,800	8,300	1,200
	D3	〃 78,000円未満の世帯	～ 77,100	11,900	16,100	7,800	8,300	3,600
④	D3	〃 78,000円未満の世帯	77,101 ～ 78,000	11,900	20,500	6,800	13,700	-1,800
	D4	〃 105,600円未満の世帯	～ 105,600	14,100	20,500	6,800	13,700	400
	D5	〃 126,000円未満の世帯	～ 126,000	16,000	20,500	6,800	13,700	2,300
	D6	〃 144,000円未満の世帯	～ 144,000	18,100	20,500	6,800	13,700	4,400
	D7	〃 159,600円未満の世帯	～ 159,600	19,500	20,500	6,800	13,700	5,800
	D8	〃 170,100円未満の世帯	～ 170,100	20,800	20,500	6,800	13,700	7,100
	D9	〃 182,100円未満の世帯	～ 182,100	22,400	20,500	6,800	13,700	8,700
	D10	〃 230,100円未満の世帯	～ 211,200	22,600	20,500	6,800	13,700	8,900
⑤-1	D10	〃 230,100円未満の世帯	211,201 ～ 230,100	22,600	25,700	5,700	20,000	2,600
	D11	〃 260,900円未満の世帯	～ 256,300	22,900	25,700	5,700	20,000	2,900
⑤-2	D11	〃 260,900円未満の世帯	256,300 ～ 260,900	22,900	25,700	1,700	24,000	-1,100
	D12	〃 278,900円未満の世帯	～ 278,900	23,200	25,700	1,700	24,000	-800
	D13	〃 299,900円未満の世帯	～ 299,900	23,600	25,700	1,700	24,000	-400
	D14	〃 347,900円未満の世帯	～ 347,900	23,800	25,700	1,700	24,000	-200
	D15	〃 398,900円未満の世帯	～ 398,900	24,400	25,700	1,700	24,000	400
	D16	〃 398,900円以上の世帯	398,900 ～	24,800	25,700	1,700	24,000	800

F	G	H	I	J
2号認定 保育標準 時間 3歳以上	1号認定 負担額	26年度保 護者補助 金額(都・ 市負担分 階層毎金 額)	G-H 保護者補助 金差引後 (負担額を上 限とする)	F-I
0	0	9,500	0	0
0	0	9,500	0	0
1,000	3,000	9,500	0	1,000
2,200	3,000	9,500	0	2,200
7,100	16,100	7,800	8,300	-1,200
9,700	16,100	7,800	8,300	1,400
12,200	16,100	7,800	8,300	3,900
12,200	20,500	6,800	13,700	-1,500
14,400	20,500	6,800	13,700	700
16,300	20,500	6,800	13,700	2,600
18,500	20,500	6,800	13,700	4,800
19,900	20,500	6,800	13,700	6,200
21,200	20,500	6,800	13,700	7,500
22,800	20,500	6,800	13,700	9,100
23,000	20,500	6,800	13,700	9,300
23,000	25,700	5,700	20,000	3,000
23,300	25,700	5,700	20,000	3,300
23,300	25,700	1,700	24,000	-700
23,700	25,700	1,700	24,000	-300
24,100	25,700	1,700	24,000	100
24,300	25,700	1,700	24,000	300
24,900	25,700	1,700	24,000	900
25,300	25,700	1,700	24,000	1,300

1号と2号のねじれ階層を解消する場合の負担割合

◆【現行】各階層における保育料の負担割合

単位:円

A	B	C	D	E(=D×12)	F(=E/C×100)
階層	市民税 所得割額	給与等の 推定収入金額	3歳以上児(短時間)		3歳以上児
			保育料 (月額)	保育料 (年額)	収入における 保育料の 負担割合(%)
D1	55,200	3,180,000	6,900	82,800	2.60～
D2	55,200	3,180,000	9,500	114,000	3.16～3.58
	63,600	3,600,000	9,500	114,000	
D3	63,600	3,600,000	11,900	142,800	3.40～3.96
	78,000	4,200,000	11,900	142,800	
D4	78,000	4,200,000	14,100	169,200	3.47～4.02
	105,600	4,864,000	14,100	169,200	
D5	105,600	4,864,000	16,000	192,000	3.59～3.94
	126,000	5,344,000	16,000	192,000	
D6	126,000	5,344,000	18,100	217,200	3.76～4.06
	144,000	5,776,000	18,100	217,200	
D7	144,000	5,776,000	19,500	234,000	3.80～4.05
	159,600	6,144,000	19,500	234,000	
D8	159,600	6,144,000	20,800	249,600	3.88～4.06
	170,100	6,432,000	20,800	249,600	
D9	170,100	6,432,000	22,400	268,800	3.84～4.17
	182,100	7,000,000	22,400	268,800	
D10	182,100	7,000,000	22,600	271,200	3.07～3.87
	230,100	8,832,000	22,600	271,200	
D11	230,100	8,832,000	22,900	274,800	2.79～3.11
	260,900	9,840,000	22,900	274,800	
D12	260,900	9,840,000	23,200	278,400	2.62～2.82
	278,900	10,592,000	23,200	278,400	
D13	278,900	10,592,000	23,600	283,200	2.47～2.67
	299,900	11,464,000	23,600	283,200	
D14	299,900	11,464,000	23,800	285,600	2.21～2.49
	347,900	12,872,000	23,800	285,600	
D15	347,900	12,872,000	24,400	292,800	2.11～2.27
	398,900	13,850,000	24,400	292,800	
D16	398,900	13,850,000	24,800	297,600	～2.14



◆1号と2号のねじれ現象を解消する措置を講じた場合

単位:円

A	B	C	D	E(=D×12)	F(=E/C×100)
階層	市民税 所得割額	給与等の 推定収入金額	3歳以上児(短時間)		3歳以上児
			保育料 (月額)	保育料 (年額)	収入における 保育料の 負担割合(%)
D1	55,200	3,180,000	8,300	99,600	3.13～
D2	55,200	3,180,000	9,500	114,000	3.16～3.58
	63,600	3,600,000	9,500	114,000	
D3	63,600	3,600,000	13,700	164,400	3.91～4.56
	78,000	4,200,000	13,700	164,400	
D4	78,000	4,200,000	14,100	169,200	3.47～4.02
	105,600	4,864,000	14,100	169,200	
D5	105,600	4,864,000	16,000	192,000	3.59～3.94
	126,000	5,344,000	16,000	192,000	
D6	126,000	5,344,000	18,100	217,200	3.76～4.06
	144,000	5,776,000	18,100	217,200	
D7	144,000	5,776,000	19,500	234,000	3.80～4.05
	159,600	6,144,000	19,500	234,000	
D8	159,600	6,144,000	20,800	249,600	3.88～4.06
	170,100	6,432,000	20,800	249,600	
D9	170,100	6,432,000	22,400	268,800	3.84～4.17
	182,100	7,000,000	22,400	268,800	
D10	182,100	7,000,000	22,600	271,200	3.07～3.87
	230,100	8,832,000	22,600	271,200	
D11	230,100	8,832,000	24,000	288,000	2.92～3.26
	260,900	9,840,000	24,000	288,000	
D12	260,900	9,840,000	24,300	291,600	2.75～2.96
	278,900	10,592,000	24,300	291,600	
D13	278,900	10,592,000	24,700	296,400	2.58～2.79
	299,900	11,464,000	24,700	296,400	
D14	299,900	11,464,000	24,900	298,800	2.32～2.60
	347,900	12,872,000	24,900	298,800	
D15	347,900	12,872,000	25,500	306,000	2.20～2.37
	398,900	13,850,000	25,500	306,000	
D16	398,900	13,850,000	25,900	310,800	～2.24

※いずれも夫婦・児童2人の4人世帯をモデルケースとして算定

付加徴収金額の廃止について

◎C階層及びD1階層においては、前年度分の固定資産税額によって、条件を満たせば一階層上位の保育料となる。

元階層	条件	変更後の階層
C	前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	D1階層と認定する
D1	10,000円以上である世帯	D2階層と認定する

例) 保育標準時間の場合

階層	3歳以上	3歳未満
C1	2,200	3,500
D1	7,100	8,500
D2	9,700	11,100

C階層で3歳以上の保育標準時間の場合、保育料は2,200円であるが、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上であれば一階層上位のD1階層となり、保育料は7,100円となる。

※実際の適用者がいないため、次回の条例改正の際に廃止したい。

東京都26市認可外保育施設の保護者助成金について

	助成の有無	助成制度概要	H27.4月以降の対象施設
八王子市	有	認証保育所のみ月額15,000円	認証保育所のみ
立川市	有	在園児1人あたり月額10,000円	認証保育所のみ
武蔵野市	有	全年齢で月額0～50,000円	認証保育所 保育室
三鷹市	有	月額10,000円	認証保育所のみ
青梅市	無	無	無
府中市	有	月額10,000円 160時間以上の契約者を対象	認証保育所のみ
昭島市	無	無	無
調布市	有	3歳未満・・・月額4,000円～20,000円 3歳以上・・・月額2,000円～10,000円 所得により5つの区分に分け、1～3に区分される者は上記金額の1.5倍の額を補助。	認証保育所のみ
町田市	有	月額15,000円	認証保育所のみ
小金井市	有	3歳以下月額9,000円	認証保育所 保育室 家庭福祉員(旧制度)
小平市	有	保護者の市民税所得割に応じて月額3,300円～16,000円 (みなし寡婦控除も適用) 第2子加算・・・月額6,900円、第3子以降加算・・・月額7,700円	認証保育所 家庭福祉員(旧制度)
日野市	有	月額18,000円	認証保育所 家庭福祉員(旧制度)
東村山市	有	月額5,000円、第2子以降加算月額2,000円	認証保育所 定期利用保育室 家庭福祉員(旧制度)
国分寺市	有	月額10,000円	認証保育所のみ
国立市	有	認証保育所 月額10,000円 国立市民かつ国立市内の認証保育所を利用する場合、認可保育所の入所基準を満たしていれば月額35,000円	認証保育所のみ
福生市	有	認定時間に準ずる、認可保育所と認証保育所に支払っている保育料との差額を支給 月限度額38,000円(1,000円未満切り捨て)	認証保育所のみ
狛江市	有	満2歳以下・・・月額4,000円～10,000円	認証保育所 家庭福祉員(旧制度)
東大和市	有	ベビーホテルのみ実施 0～2歳(学年年齢)かつ認可保育所の待機児童になっている子どものうち、月12日、1日8時間以上利用している場合に補助。 実支払額の3分の1の金額(上限20,000円)を補助金額とする。	ベビーホテルのみ
清瀬市	無	無	無
東久留米市	無	無	無
武蔵村山市	有	月額3,000円～12,000円	認証保育所のみ
多摩市	有	月額16,900円	認証保育所のみ
稲城市	有	認証保育所 月額20,000円	認証保育所のみ
羽村市	有(新規)	H27.4.1より開始 しかし、金額設定や補助要件等未だ検討中で実際に支払いにはいたっていない。	認証保育所のみ
あきる野市	有(新規)	H27.4.1より開始 金額は認可保育所と認証保育所に支払っている保育料の差額の半額を補助。	認証保育所のみ
西東京市	有	月額8,000円	認証保育所 定期利用保育室

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について

1. 利用者負担について

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担は、国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方及び平成27年度東久留米市一般会計当初予算における学童保育所に係る運営費等から算出される理論値を基に月額6,600円とする。

※参考資料

- ・新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助（基本分）の内訳（理論値）
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料2）
- ・東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料3）
- ・放課後児童クラブの概要
（平成27年2月26日付 東久留米市子ども・子育て会議資料99）

2. 多子軽減について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における多子世帯への軽減に鑑み、同一世帯で学童保育利用児童が2人以上の場合、利用者負担は第2子について月額基本額の半額（月額3,300円）、第3子以降を無料とする。

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年5月22日

新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助(基本分)の内訳(理論値)

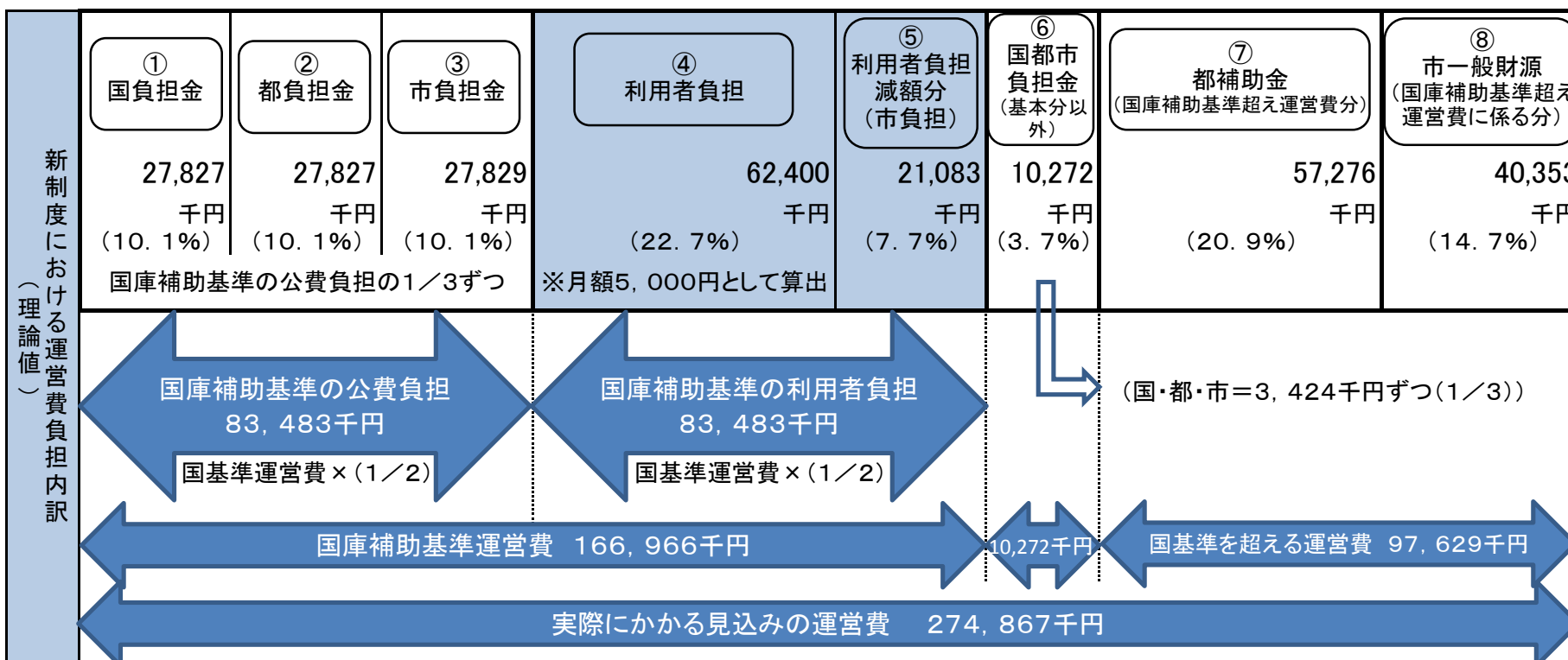
学 童 保 育 所 名	定員 (人)	健全育成事業費 (円)	開設日数加算 (円)	長時間開所加算額 (長期休暇等分) (円)	計 (円)
前沢第一学童保育所	70	2,956,000	660,000	116,590	3,732,590
前沢第二学童保育所	30	3,550,000	660,000	116,590	4,326,590
新川第一学童保育所	60	3,256,000	660,000	116,590	4,032,590
新川第二学童保育所	60	3,256,000	660,000	116,590	4,032,590
中央第一学童保育所	50	3,556,000	660,000	116,590	4,332,590
中央第二学童保育所	50	3,556,000	660,000	116,590	4,332,590
南沢第一学童保育所	70	2,956,000	660,000	116,590	3,732,590
南沢第二学童保育所	30	3,550,000	660,000	116,590	4,326,590
金山学童保育所	60	3,256,000	660,000	116,590	4,032,590
滝山第一学童保育所	70	2,956,000	660,000	116,590	3,732,590
滝山第二学童保育所	40	3,706,000	660,000	116,590	4,482,590
くぬぎ第一学童保育所	45	3,706,000	660,000	116,590	4,482,590
くぬぎ第二学童保育所	45	3,706,000	660,000	116,590	4,482,590
柳窪第一学童保育所	50	3,556,000	660,000	116,590	4,332,590
柳窪第二学童保育所	30	3,550,000	660,000	116,590	4,326,590
小山学童保育所	60	3,256,000	660,000	116,590	4,032,590
神宝学童保育所	45	3,706,000	660,000	116,590	4,482,590
南町学童保育所	70	2,956,000	660,000	116,590	3,732,590
本村学童保育所	60	3,256,000	660,000	116,590	4,032,590
下里学童保育所	45	3,706,000	660,000	116,590	4,482,590
合 計	1,040	67,952,000	13,200,000	2,331,800	83,483,800

国負担金	27,827,000
都負担金	27,827,000
市負担金	27,829,000

(単位:円)

東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係

当初予算 ②7年度	管理費 7,168千円 + 運営費 267,699千円 = <u>274,867千円</u>
--------------	--



※ 国庫補助における運営費負担の考え方から算出する利用者負担額

$$83,483 \text{千円 (国庫補助基準の利用者負担)} \div 1,040 \text{人 (受け入れ予定人数)} \div 12 \text{月} = \underline{6,689 \text{円/月}}$$

※ 参考 実際にかかる見込みの運営費における平成27年度の国・都・市・利用者の負担割合

$$\text{国 (11.4\%)} = 31,251 \text{千円 (① + ⑥ * 1/3)}$$

$$\text{都 (32.2\%)} = 88,527 \text{千円 (② + ⑥ * 1/3 + ⑦)}$$

$$\text{市 (33.7\%)} = 92,689 \text{千円 (③ + ⑤ + ⑥ * 1/3 + ⑧)}$$

$$\text{利用者 (22.7\%)} = 62,400 \text{千円 (④)}$$

◆利用者負担額月額基準表【現行(標準時間認定)】

階層 区分	条件	3歳以上児(2号認定)			3歳未満児(3号認定)		
		金額(円)	人数	年額(円)	金額(円)	人数	年額(円)
A	生活保護世帯等	0	35	0	0	11	0
		0	1	0	0	4	0
		0	0	0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	60	0	0	18	0
		0	2	0	0	11	0
		0	0	0	0	3	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	40	480,000	1,500	23	414,000
		500	3	18,000	750	12	108,000
		0	0	0	0	4	0
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯	2,200	9	237,600	3,500	7	294,000
		1,100	1	13,200	1,750	1	21,000
		0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割額 55, 200円未満の世帯	7,100	72	6,134,400	8,500	45	4,590,000
		3,550	4	170,400	4,250	16	816,000
		0	0	0	0	4	0
D2	" 63, 600円未満の世帯	9,700	22	2,560,800	11,100	13	1,731,600
		4,850	0	0	5,550	7	466,200
		0	0	0	0	1	0
D3	" 78, 000円未満の世帯	12,200	43	6,295,200	13,600	21	3,427,200
		6,100	3	219,600	6,800	13	1,060,800
		0	0	0	0	0	0
D4	" 105, 600円未満の世帯	14,400	79	13,651,200	16,100	58	11,205,600
		7,200	8	691,200	8,050	28	2,704,800
		0	0	0	0	2	0
D5	" 126, 000円未満の世帯	16,300	76	14,865,600	20,200	35	8,484,000
		8,150	10	978,000	10,100	17	2,060,400
		0	0	0	0	5	0
D6	" 144, 000円未満の世帯	18,500	66	14,652,000	23,000	45	12,420,000
		9,250	2	222,000	11,500	25	3,450,000
		0	0	0	0	2	0
D7	" 159, 600円未満の世帯	19,900	61	14,566,800	25,800	34	10,526,400
		9,950	7	835,800	12,900	16	2,476,800
		0	0	0	0	1	0
D8	" 170, 100円未満の世帯	21,200	38	9,667,200	28,500	17	5,814,000
		10,600	4	508,800	14,250	12	2,052,000
		0	0	0	0	0	0
D9	" 182, 100円未満の世帯	22,800	51	13,953,600	30,500	29	10,614,000
		11,400	3	410,400	15,250	13	2,379,000
		0	0	0	0	0	0
D10	" 230, 100円未満の世帯	23,000	109	30,084,000	32,700	74	29,037,600
		11,500	10	1,380,000	16,350	35	6,867,000
		0	0	0	0	2	0
D11	" 260, 900円未満の世帯	23,300	81	22,647,600	36,200	31	13,466,400
		11,650	1	139,800	18,100	17	3,692,400
		0	0	0	0	0	0
D12	" 278, 900円未満の世帯	23,700	33	9,385,200	39,400	11	5,200,800
		11,850	1	142,200	19,700	5	1,182,000
		0	0	0	0	0	0
D13	" 299, 900円未満の世帯	24,100	30	8,676,000	41,400	17	8,445,600
		12,050	3	433,800	20,700	6	1,490,400
		0	0	0	0	0	0
D14	" 347, 900円未満の世帯	24,300	50	14,580,000	46,500	14	7,812,000
		12,150	5	729,000	23,250	13	3,627,000
		0	0	0	0	1	0
D15	" 398, 900円未満の世帯	24,900	39	11,653,200	49,900	10	5,988,000
		12,450	3	448,200	24,950	9	2,694,600
		0	0	0	0	1	0
D16	" 398, 900円以上の世帯	25,300	53	16,090,800	52,600	12	7,574,400
		12,650	6	910,800	26,300	8	2,524,800
		0	0	0	0	1	0
※人数:平成27年4月1日現在		3歳以上児計	1,124	218,432,400	3歳未満児計	820	186,718,800
					総合計	1,944	405,151,200

注1:表中の総合計額は各階層の年額の試算値。★年額＝金額(月額保育料)×人数×12ヶ月

注2:表中の総合計欄は、平成27年4月の各階層ごとの人数から試算したもので、実際の金額とは異なる。

注3:各階層の人数は、保育短時間の人数を含む。

注4:対象施設は、認可保育所、認定子ども園(2号認定)、小規模保育施設、家庭的保育施設

◆利用者負担額月額基準表【案】

変更点 ①D1,D3階層を1号認定とのねじれを解消する対応

変更点 ②D3～D9階層の収入に対する負担割合の平均値にD10～16階層を合わせる対応

階層 区分	条件	3歳以上児(2号認定)			3歳未満児(3号認定)		
		金額(円)	人数	年額(円)	金額(円)	人数	年額(円)
A	生活保護世帯等	0	35	0	0	11	0
		0	1	0	0	4	0
		0	0	0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	60	0	0	18	0
		0	2	0	0	11	0
		0	0	0	0	3	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	40	480,000	1,500	23	414,000
		500	3	18,000	750	12	108,000
		0	0	0	0	4	0
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯	2,200	9	237,600	3,500	7	294,000
		1,100	1	13,200	1,750	1	21,000
		0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割額 55, 200円未満の世帯	8,500	72	7,344,000	9,900	45	5,346,000
		4,250	4	204,000	4,950	16	950,400
		0	0	0	0	4	0
D2	" 63, 600円未満の世帯	9,700	22	2,560,800	11,100	13	1,731,600
		4,850	0	0	5,550	7	466,200
		0	0	0	0	1	0
D3	" 78, 000円未満の世帯	14,000	43	7,224,000	15,400	21	3,880,800
		7,000	3	252,000	7,700	13	1,201,200
		0	0	0	0	0	0
D4	" 105, 600円未満の世帯	14,400	79	13,651,200	16,100	58	11,205,600
		7,200	8	691,200	8,050	28	2,704,800
		0	0	0	0	2	0
D5	" 126, 000円未満の世帯	16,300	76	14,865,600	20,200	35	8,484,000
		8,150	10	978,000	10,100	17	2,060,400
		0	0	0	0	5	0
D6	" 144, 000円未満の世帯	18,500	66	14,652,000	23,000	45	12,420,000
		9,250	2	222,000	11,500	25	3,450,000
		0	0	0	0	2	0
D7	" 159, 600円未満の世帯	19,900	61	14,566,800	25,800	34	10,526,400
		9,950	7	835,800	12,900	16	2,476,800
		0	0	0	0	1	0
D8	" 170, 100円未満の世帯	21,200	38	9,667,200	28,500	17	5,814,000
		10,600	4	508,800	14,250	12	2,052,000
		0	0	0	0	0	0
D9	" 182, 100円未満の世帯	22,800	51	13,953,600	30,500	29	10,614,000
		11,400	3	410,400	15,250	13	2,379,000
		0	0	0	0	0	0
D10	" 230, 100円未満の世帯	26,100	109	34,138,800	31,900	74	28,327,200
		13,050	10	1,566,000	15,950	35	6,699,000
		0	0	0	0	2	0
D11	" 260, 900円未満の世帯	31,000	81	30,132,000	37,900	31	14,098,800
		15,500	1	186,000	18,950	17	3,865,800
		0	0	0	0	0	0
D12	" 278, 900円未満の世帯	34,000	33	13,464,000	41,600	11	5,491,200
		17,000	1	204,000	20,800	5	1,248,000
		0	0	0	0	0	0
D13	" 299, 900円未満の世帯	36,700	30	13,212,000	44,900	17	9,159,600
		18,350	3	660,600	22,450	6	1,616,400
		0	0	0	0	0	0
D14	" 347, 900円未満の世帯	40,400	50	24,240,000	49,400	14	8,299,200
		20,200	5	1,212,000	24,700	13	3,853,200
		0	0	0	0	1	0
D15	" 398, 900円未満の世帯	44,400	39	20,779,200	54,400	10	6,528,000
		22,200	3	799,200	27,200	9	2,937,600
		0	0	0	0	1	0
D16	" 398, 900円以上の世帯	46,100	53	29,319,600	56,400	12	8,121,600
		23,050	6	1,659,600	28,200	8	2,707,200
		0	0	0	0	1	0
※人数:平成27年4月1日現在		3歳以上児計	1,124	274,909,200	3歳未満児計	820	191,553,000
					総合計	1,944	466,462,200
注1:表中の総合計額は各階層の年額の試算値。 ★年額＝金額(月額保育料)×人数×12ヶ月					案-現行	-	61,311,000

注1:表中の総合計額は各階層の年額の試算値。★年額＝金額(月額保育料)×人数×12ヶ月

注2:表中の総合計欄は、平成27年4月の各階層ごとの人数から試算したもので、実際の金額とは異なる。

注3:各階層の人数は、保育短時間の人数を含む。

注4:対象施設は、認可保育所、認定子ども園(2号認定)、小規模保育施設、家庭的保育施設

◆【変更案】各階層における保育料の負担割合

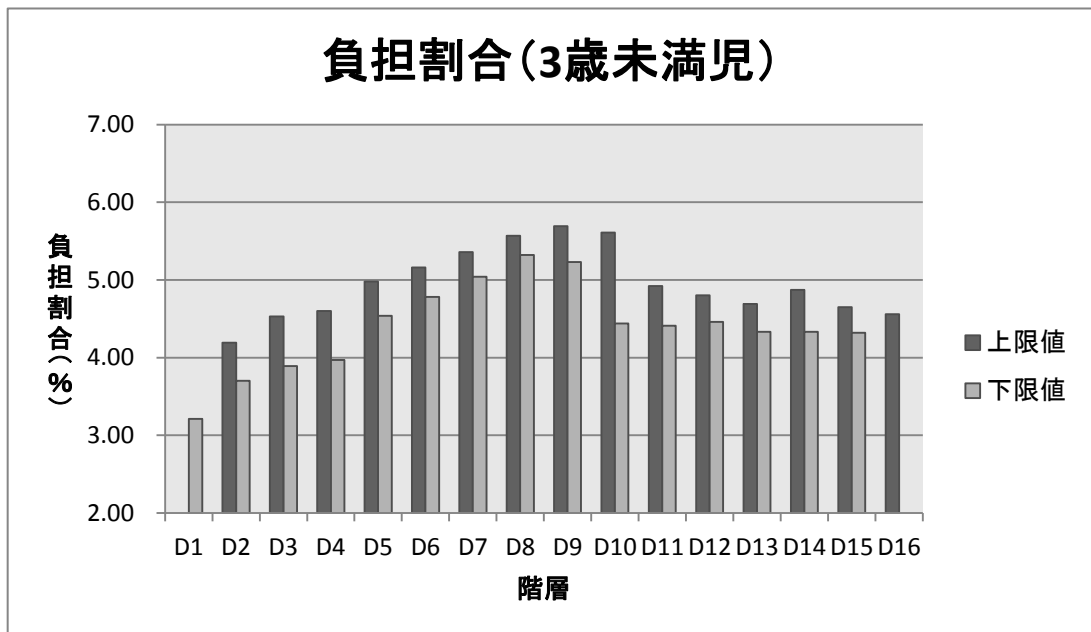
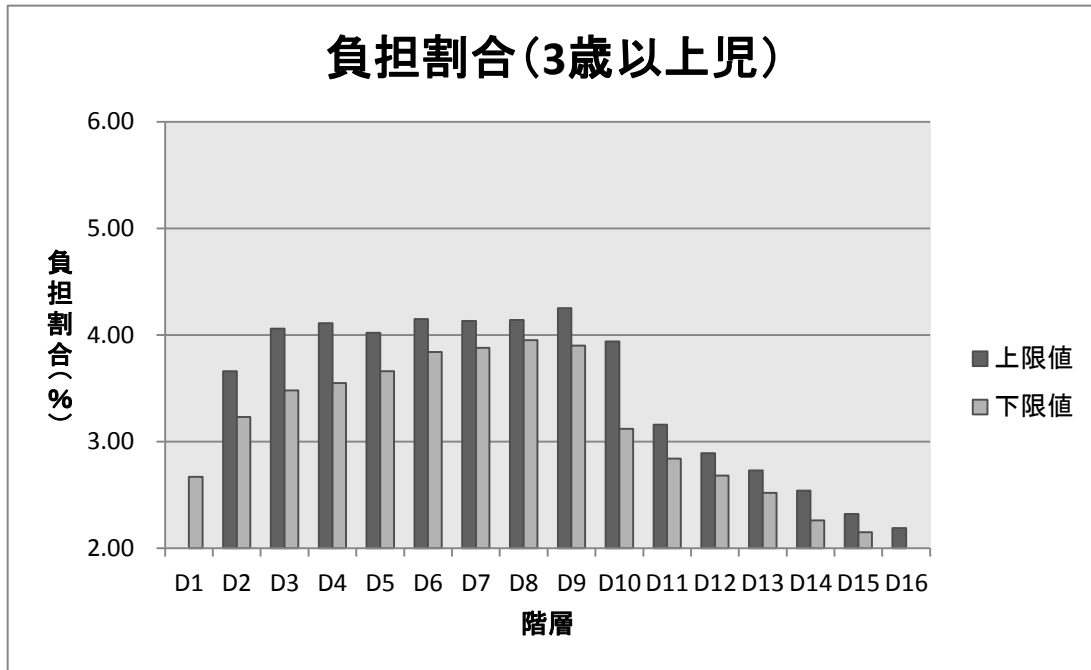
A	B	C	D	E	F(=E-D)	G(=D×12)	H(=E×12)	I(=H-G)	J	K	L(=K-L)	M(=J×12)	N(=K×12)	O(=N-M)	P(=H/C×100)	Q(=N/C×100)
階層	市民税 所得割額	前年分の 給与等の 収入金額	3歳以上児(2号認定)						3歳未満児						3歳以上児	3歳未満児
			【現行】 保育料 (月額)	【変更案】 保育料 (月額)	増減	【現行】 保育料 (年額)	【変更案】 保育料 (年額)	増減	【現行】 保育料 (月額)	【変更案】 保育料 (月額)	増減	【現行】 保育料 (年額)	【変更案】 保育料 (年額)	増減	収入における 保育料の 負担割合	収入における 保育料の 負担割合
D1	55,200	3,180,000	7,100	8,500	1,400	85,200	102,000	16,800	8,500	9,900	1,400	102,000	118,800	16,800	3.20～	3.73～
D2	55,200	3,180,000	9,700	9,700	0	116,400	116,400	0	11,100	11,100	0	133,200	133,200	0	3.23～3.66	3.70～4.18
	63,600	3,600,000	9,700	9,700	0	116,400	116,400	0	11,100	11,100	0	133,200	133,200	0		
D3	63,600	3,600,000	12,200	14,000	1,800	146,400	168,000	21,600	13,600	15,400	1,800	163,200	184,800	21,600	4.00～4.66	4.40～5.13
	78,000	4,200,000	12,200	14,000	1,800	146,400	168,000	21,600	13,600	15,400	1,800	163,200	184,800	21,600		
D4	78,000	4,200,000	14,400	14,400	0	172,800	172,800	0	16,100	16,100	0	193,200	193,200	0	3.55～4.11	3.97～4.60
	105,600	4,864,000	14,400	14,400	0	172,800	172,800	0	16,100	16,100	0	193,200	193,200	0		
D5	105,600	4,864,000	16,300	16,300	0	195,600	195,600	0	20,200	20,200	0	242,400	242,400	0	3.66～4.02	4.53～4.98
	126,000	5,344,000	16,300	16,300	0	195,600	195,600	0	20,200	20,200	0	242,400	242,400	0		
D6	126,000	5,344,000	18,500	18,500	0	222,000	222,000	0	23,000	23,000	0	276,000	276,000	0	3.84～4.15	4.77～5.16
	144,000	5,776,000	18,500	18,500	0	222,000	222,000	0	23,000	23,000	0	276,000	276,000	0		
D7	144,000	5,776,000	19,900	19,900	0	238,800	238,800	0	25,800	25,800	0	309,600	309,600	0	3.88～4.13	5.03～5.36
	159,600	6,144,000	19,900	19,900	0	238,800	238,800	0	25,800	25,800	0	309,600	309,600	0		
D8	159,600	6,144,000	21,200	21,200	0	254,400	254,400	0	28,500	28,500	0	342,000	342,000	0	3.95～4.14	5.31～5.56
	170,100	6,432,000	21,200	21,200	0	254,400	254,400	0	28,500	28,500	0	342,000	342,000	0		
D9	170,100	6,432,000	22,800	22,800	0	273,600	273,600	0	30,500	30,500	0	366,000	366,000	0	3.90～4.25	5.22～5.69
	182,100	7,000,000	22,800	22,800	0	273,600	273,600	0	30,500	30,500	0	366,000	366,000	0		
D10	182,100	7,000,000	23,000	26,100	3,100	276,000	313,200	37,200	32,700	31,900	(800)	392,400	382,800	(9,600)	3.54～4.47	4.33～5.46
	230,100	8,832,000	23,000	26,100	3,100	276,000	313,200	37,200	32,700	31,900	(800)	392,400	382,800	(9,600)		
D11	230,100	8,832,000	23,300	31,000	7,700	279,600	372,000	92,400	36,200	37,900	1,700	434,400	454,800	20,400	3.78～4.21	4.62～5.14
	260,900	9,840,000	23,300	31,000	7,700	279,600	372,000	92,400	36,200	37,900	1,700	434,400	454,800	20,400		
D12	260,900	9,840,000	23,700	34,000	10,300	284,400	408,000	123,600	39,400	41,600	2,200	472,800	499,200	26,400	3.85～4.14	4.71～5.07
	278,900	10,592,000	23,700	34,000	10,300	284,400	408,000	123,600	39,400	41,600	2,200	472,800	499,200	26,400		
D13	278,900	10,592,000	24,100	36,700	12,600	289,200	440,400	151,200	41,400	44,900	3,500	496,800	538,800	42,000	3.84～4.15	4.69～5.08
	299,900	11,464,000	24,100	36,700	12,600	289,200	440,400	151,200	41,400	44,900	3,500	496,800	538,800	42,000		
D14	299,900	11,464,000	24,300	40,400	16,100	291,600	484,800	193,200	46,500	49,400	2,900	558,000	592,800	34,800	3.76～4.22	4.60～5.17
	347,900	12,872,000	24,300	40,400	16,100	291,600	484,800	193,200	46,500	49,400	2,900	558,000	592,800	34,800		
D15	347,900	12,872,000	24,900	44,400	19,500	298,800	532,800	234,000	49,900	54,400	4,500	598,800	652,800	54,000	3.84～4.13	4.71～5.07
	398,900	13,850,000	24,900	44,400	19,500	298,800	532,800	234,000	49,900	54,400	4,500	598,800	652,800	54,000		
D16	398,900	13,850,000	25,300	46,100	20,800	303,600	553,200	249,600	52,600	56,400	3,800	631,200	676,800	45,600	～3.99	～4.88

夫婦、子ども2人の世帯をモデルケースとして算出した推定収入金額

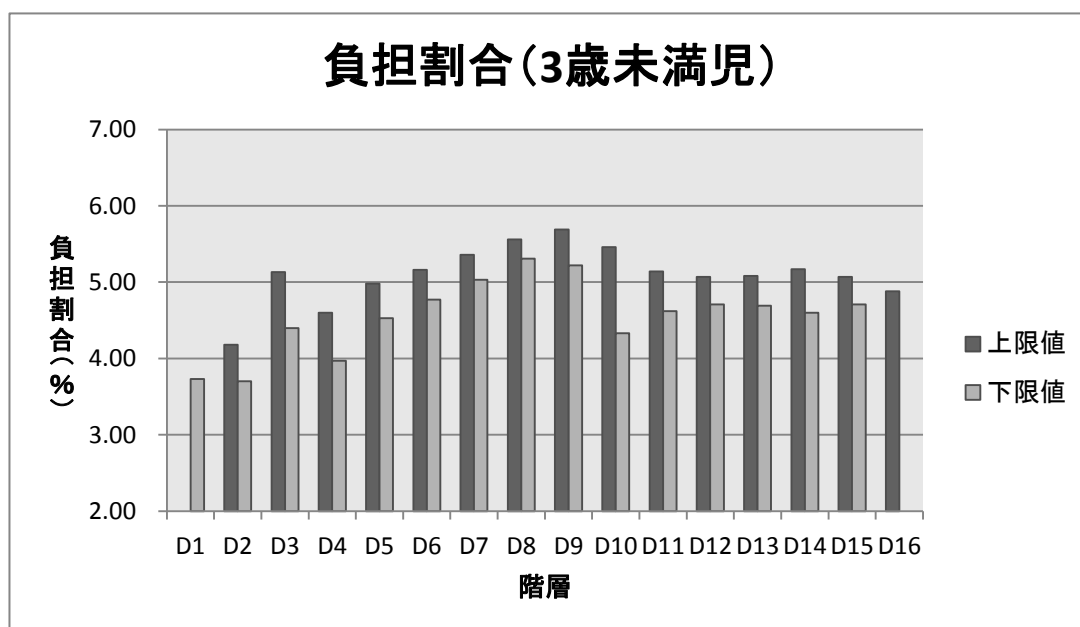
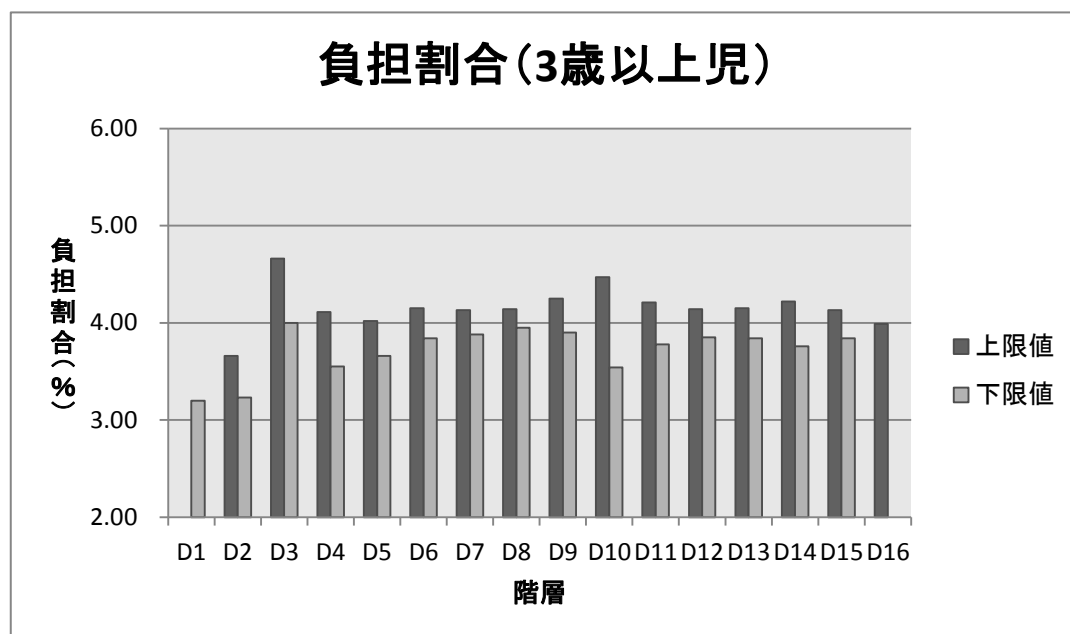
D1とD3は1号認定とのねじれを解消する額を増額。D10～D16について、月額3,100円～20,800円の増額となる。

D1とD3は、2号認定の増額により3号認定とのねじれが生じないよう2号認定と同額を増額。
D10は800円の減額。D11～16は1,700円～4,500円増額となる

◆【現行】保育料の負担割合(グラフ)



◆【変更案】保育料の負担割合(グラフ)



東久留米市における 保育所待機児童解消策

1

東久留米市の保育所入所児童数等について

◆待機児童数(平成22年4月～平成26年4月)※新定義

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
113名	107名	104名	120名	84名

◆認可保育所及び認可外保育所の入所児童数

(平成22年4月～平成26年4月)

○認可保育所入所児童数

※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可保育所に通所する受託児童は()で表記

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
1,538名 (29名)	1,616名 (24名)	1,654名 (27名)	1,677名 (45名)	1,710名 (43名)

○認可外保育所入所児童数

※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可外保育所に通所する受託児童は()で表記

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
71名(1名)	97名(12名)	93名(11名)	109名(12名)	120名(15名)

2

東久留米市の待機児童解消策 (22年4月2日～23年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
上の原さくら保育園開園	22年4月から段階的移行	30名	認可保育所
Nicot東久留米開園	22年6月1日	60名	認可保育所
くるみ保育園定員変更	22年7月1日・23年4月1日	△12名	認可保育所
なかよし保育園開園	22年10月1日	22名	認証保育所
金澤家庭福祉員定員変更	22年10月1日	1名	家庭的保育



◇23年4月当初に向けて、101名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比6名の減

⇒約262, 623千円の一時経費の支出

⇒約76, 570千円の経常経費の支出

※上の原さくらは公設公営から公設民営となった差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

3

東久留米市の待機児童解消策 (23年4月2日～24年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
橋本家庭福祉員閉園	23年12月31日	△4名	家庭的保育
滝山しおん保育園増設	24年4月1日	54名	認可保育所
下里しおん保育園定員変更	24年4月1日	30名	認可保育所
かたばみ保育園開園	24年4月1日	33名	認定こども園



◇24年4月当初に向けて、113名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比3名の減

⇒約21, 583千円の一時経費の支出

⇒約27, 644千円の経常経費の支出

※滝山しおんは増設前と増設後の差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

4

東久留米市の待機児童解消策 (24年4月2日～25年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
和田家庭福祉員開園	24年5月1日	5名	家庭的保育
臼井家庭福祉員開園	25年2月1日	4名	家庭的保育
横田家庭福祉員開園	25年4月1日	3名	家庭的保育
相澤家庭福祉員閉園	25年4月1日	△5名	家庭的保育
金澤家庭福祉員休園	25年4月1日	△3名	家庭的保育



◇25年4月当初に向けて、4名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比16名の増

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

5

東久留米市の待機児童解消策 (25年4月2日～26年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
ぽけっとランド南沢開園	25年5月1日	40名	認証保育所
臼井家庭福祉員定員変更	25年8月1日	1名	家庭的保育
横田家庭福祉員定員変更	25年8月1日	2名	家庭的保育
金澤家庭福祉員再園	25年12月1日	3名	家庭的保育
新設みなみ保育園開園	26年4月1日	41名	認可保育所



◇26年4月当初に向けて、87名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比36名の減

⇒約21,403千円の一時経費の支出

⇒約34,044千円の経常経費の減額

※新設みなみ保育園は公設公営から民設民営となる差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

6

東久留米市の待機児童解消策 (26年4月2日～27年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
駅前西口保育所開園	27年4月1日	60名	認可保育所
おひさま保育室定員拡大	27年4月1日	1名	小規模保育



◇27年4月当初に向けて、61名の待機児童解消策の実施
⇒待機児童数は前年比27名の増(従前の待機児童数の算出による)
⇒約46,352千円の経常経費の支出(支出は試算ベース)
※小規模保育に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

7

東久留米市の待機児童解消策 (次世代育成支援行動計画(後期)の期間一①)

次世代育成支援行動計画(後期)の期間における施策の実績

◇366名の定員増

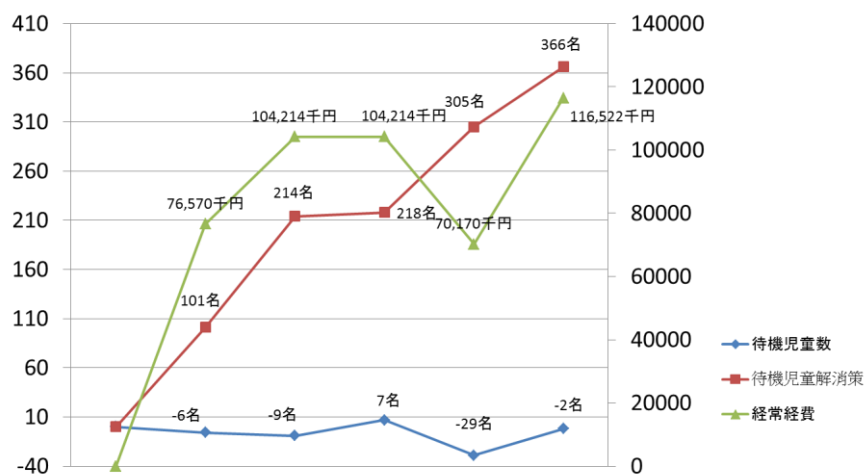
◇2名の待機児童数の減少

◇約305,609千円の一時経費の支出

◇約116,522千円の経常経費の支出(毎年)
※民営化及び施設増設の場合は差額分を計上

8

東久留米市の待機児童解消策 (次世代育成支援行動計画(後期)の期間一②)



9

参 考(平成27年4月時点の数値)

◆待機児童数

新制度の定義	従前の新定義
87名	111名

◆認可保育所及び認可外保育所の入所児童数

○認可保育所入所児童数(認可保育所＋家庭的保育事業所＋小規模保育事業所)
※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可保育所に通所する受託児童は()で表記

認可保育所	地域型保育事業所
1,832名 (39名)	26名 (0名)

○認可外保育所入所児童数(認証保育所4か所＋定期利用施設1か所)
※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可外保育所に通所する受託児童は()で表記

105名(9名)

10

東久留米市
子ども・子育て会議
平成27年6月25日

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について

1. 利用者負担について

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担は、国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方及び平成27年度東久留米市一般会計当初予算における学童保育所に係る運営費等から算出される理論値を基に月額6,600円とする。

※参考資料

- ・新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助（基本分）の内訳（理論値）
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料2）
- ・東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料3）
- ・放課後児童クラブの概要
（平成27年2月26日付 東久留米市子ども・子育て会議資料99）

2. 多子軽減について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における多子世帯への軽減に鑑み、同一世帯で学童保育利用児童が2人以上の場合、利用者負担は第2子について月額基本額の半額（月額3,300円）、第3子以降を無料とする。

追加

3. 応能負担について

現行、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、申請により学童保育所の利用者負担が免除されている。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における2号・3号認定C階層の設定による低所得世帯への配慮に鑑み、市民税均等割のみ課税世帯については、申請により利用者負担を月額2,200円とする。なお、当該世帯に係る多子軽減については、減額後の利用者負担に対して第2子について半額（月額1,100円）、第3子以降を無料とする。

◆利用者負担額月額基準表【B案】

変更点 ①D1,D3階層を1号認定とのねじれを解消する対応

変更点 ②D10～16階層は現行から前回提示した案(A案)への増減額の幅に75%を乗じた対応

階層 区分	条件	3歳以上児(2号認定)			3歳未満児(3号認定)		
		金額(円)	人数	年額(円)	金額(円)	人数	年額(円)
A	生活保護世帯等	0	35	0	0	11	0
		0	1	0	0	4	0
		0	0	0	0	0	0
B1	ひとり親世帯等で市民税非課税世帯	0	60	0	0	18	0
		0	2	0	0	11	0
		0	0	0	0	3	0
B2	ひとり親世帯等を除き市民税非課税世帯	1,000	40	480,000	1,500	23	414,000
		500	3	18,000	750	12	108,000
		0	0	0	0	4	0
C	市民税課税(均等割のみ)の世帯	2,200	9	237,600	3,500	7	294,000
		1,100	1	13,200	1,750	1	21,000
		0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割額 55, 200円未満の世帯	8,500	72	7,344,000	9,900	45	5,346,000
		4,250	4	204,000	4,950	16	950,400
		0	0	0	0	4	0
D2	" 63, 600円未満の世帯	9,700	22	2,560,800	11,100	13	1,731,600
		4,850	0	0	5,550	7	466,200
		0	0	0	0	1	0
D3	" 78, 000円未満の世帯	14,000	43	7,224,000	15,400	21	3,880,800
		7,000	3	252,000	7,700	13	1,201,200
		0	0	0	0	0	0
D4	" 105, 600円未満の世帯	14,400	79	13,651,200	16,100	58	11,205,600
		7,200	8	691,200	8,050	28	2,704,800
		0	0	0	0	2	0
D5	" 126, 000円未満の世帯	16,300	76	14,865,600	20,200	35	8,484,000
		8,150	10	978,000	10,100	17	2,060,400
		0	0	0	0	5	0
D6	" 144, 000円未満の世帯	18,500	66	14,652,000	23,000	45	12,420,000
		9,250	2	222,000	11,500	25	3,450,000
		0	0	0	0	2	0
D7	" 159, 600円未満の世帯	19,900	61	14,566,800	25,800	34	10,526,400
		9,950	7	835,800	12,900	16	2,476,800
		0	0	0	0	1	0
D8	" 170, 100円未満の世帯	21,200	38	9,667,200	28,500	17	5,814,000
		10,600	4	508,800	14,250	12	2,052,000
		0	0	0	0	0	0
D9	" 182, 100円未満の世帯	22,800	51	13,953,600	30,500	29	10,614,000
		11,400	3	410,400	15,250	13	2,379,000
		0	0	0	0	0	0
D10	" 230, 100円未満の世帯	25,300	109	33,092,400	32,100	74	28,504,800
		12,650	10	1,518,000	16,050	35	6,741,000
		0	0	0	0	2	0
D11	" 260, 900円未満の世帯	29,000	81	28,188,000	37,400	31	13,912,800
		14,500	1	174,000	18,700	17	3,814,800
		0	0	0	0	0	0
D12	" 278, 900円未満の世帯	31,400	33	12,434,400	41,000	11	5,412,000
		15,700	1	188,400	20,500	5	1,230,000
		0	0	0	0	0	0
D13	" 299, 900円未満の世帯	33,500	30	12,060,000	44,000	17	8,976,000
		16,750	3	603,000	22,000	6	1,584,000
		0	0	0	0	0	0
D14	" 347, 900円未満の世帯	36,300	50	21,780,000	48,600	14	8,164,800
		18,150	5	1,089,000	24,300	13	3,790,800
		0	0	0	0	1	0
D15	" 398, 900円未満の世帯	39,500	39	18,486,000	53,200	10	6,384,000
		19,750	3	711,000	26,600	9	2,872,800
		0	0	0	0	1	0
D16	" 398, 900円以上の世帯	40,900	53	26,012,400	55,400	12	7,977,600
		20,450	6	1,472,400	27,700	8	2,659,200
		0	0	0	0	1	0
※人数:平成27年4月1日現在		3歳以上児計	1,124	261,145,200	3歳未満児計	820	190,624,800
					総合計	1,944	451,770,000
注1:表中の総合計額は各階層の年額の試算値。★年額＝金額(月額保育料)×人数×12ヶ月					B案-現行	-	46,618,800

注1:表中の総合計額は各階層の年額の試算値。★年額＝金額(月額保育料)×人数×12ヶ月

注2:表中の総合計欄は、平成27年4月の各階層ごとの人数から試算したもので、実際の金額とは異なる。

注3:各階層の人数は、保育短時間の人数を含む。

注4:対象施設は、認可保育所、認定子ども園(2号認定)、小規模保育施設、家庭的保育施設

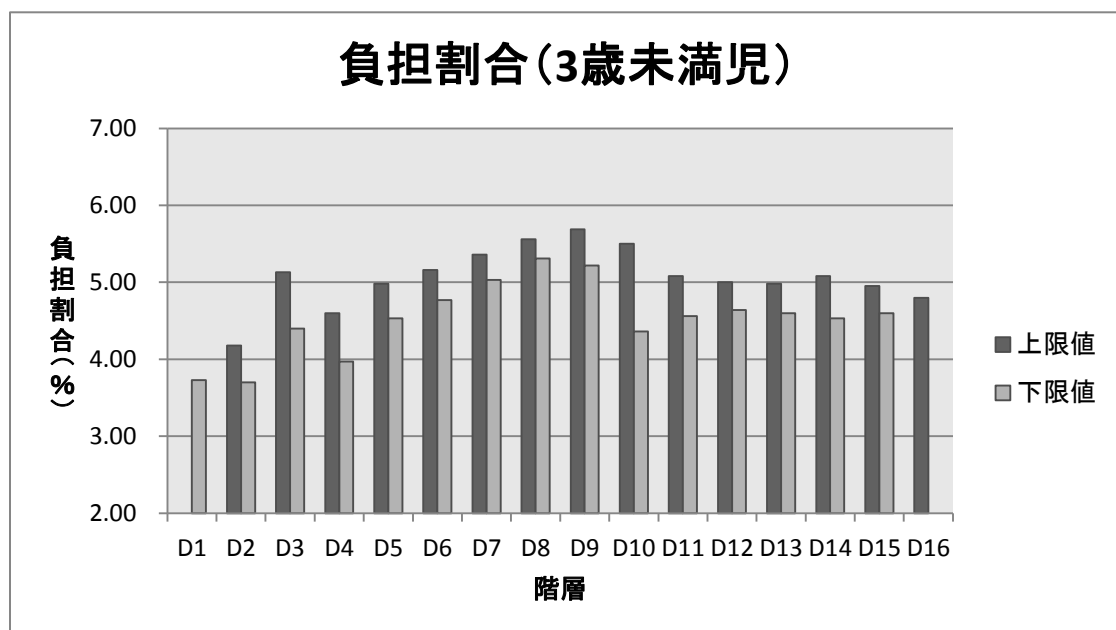
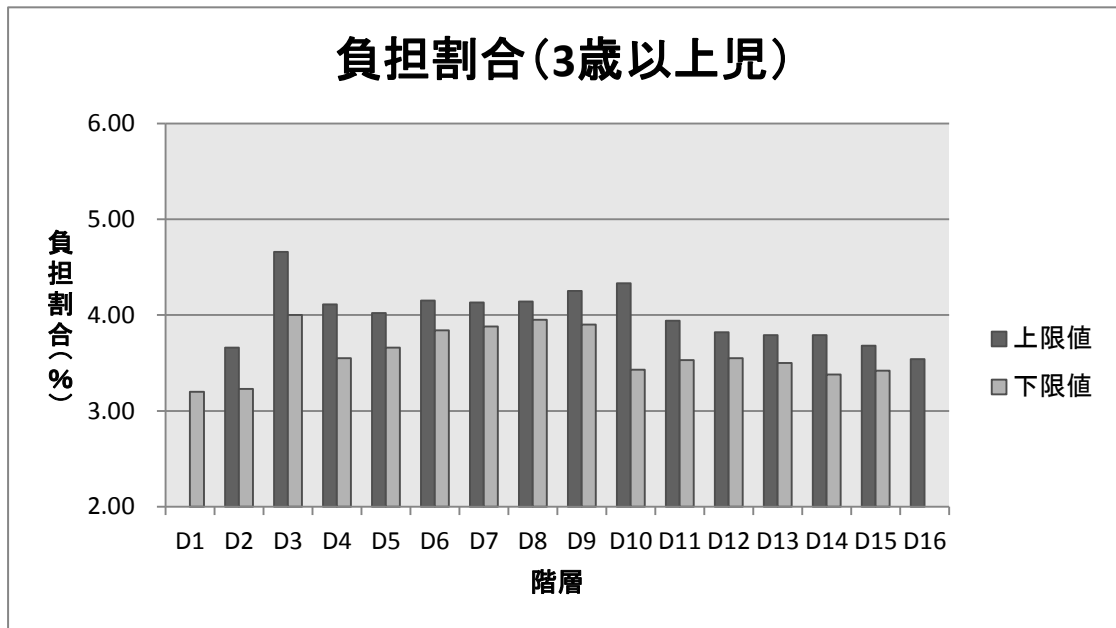
◆【B案】各階層における保育料の負担割合

単位：円

A	B	C	D	E	F(=E-D)	G(=D×12)	H(=E×12)	I(=H-G)	J	K	L(=K-L)	M(=J×12)	N(=K×12)	O(=N-M)	P(=H/C×100)	Q(=N/C×100)
階層	市民税 所得割額	前年分の 給与等の 収入金額	3歳以上児(2号認定)						3歳未満児						3歳以上児	3歳未満児
			【現行】 保育料 (月額)	【変更案】 保育料 (月額)	増減	【現行】 保育料 (年額)	【変更案】 保育料 (年額)	増減	【現行】 保育料 (月額)	【変更案】 保育料 (月額)	増減	【現行】 保育料 (年額)	【変更案】 保育料 (年額)	増減	収入における 保育料の 負担割合(%)	収入における 保育料の 負担割合(%)
D1	55,200	3,180,000	7,100	8,500	1,400	85,200	102,000	16,800	8,500	9,900	1,400	102,000	118,800	16,800	3.20～	3.73～
D2	55,200	3,180,000	9,700	9,700	0	116,400	116,400	0	11,100	11,100	0	133,200	133,200	0	3.23～3.66	3.70～4.18
	63,600	3,600,000	9,700	9,700	0	116,400	116,400	0	11,100	11,100	0	133,200	133,200	0		
D3	63,600	3,600,000	12,200	14,000	1,800	146,400	168,000	21,600	13,600	15,400	1,800	163,200	184,800	21,600	4.00～4.66	4.40～5.13
	78,000	4,200,000	12,200	14,000	1,800	146,400	168,000	21,600	13,600	15,400	1,800	163,200	184,800	21,600		
D4	78,000	4,200,000	14,400	14,400	0	172,800	172,800	0	16,100	16,100	0	193,200	193,200	0	3.55～4.11	3.97～4.60
	105,600	4,864,000	14,400	14,400	0	172,800	172,800	0	16,100	16,100	0	193,200	193,200	0		
D5	105,600	4,864,000	16,300	16,300	0	195,600	195,600	0	20,200	20,200	0	242,400	242,400	0	3.66～4.02	4.53～4.98
	126,000	5,344,000	16,300	16,300	0	195,600	195,600	0	20,200	20,200	0	242,400	242,400	0		
D6	126,000	5,344,000	18,500	18,500	0	222,000	222,000	0	23,000	23,000	0	276,000	276,000	0	3.84～4.15	4.77～5.16
	144,000	5,776,000	18,500	18,500	0	222,000	222,000	0	23,000	23,000	0	276,000	276,000	0		
D7	144,000	5,776,000	19,900	19,900	0	238,800	238,800	0	25,800	25,800	0	309,600	309,600	0	3.88～4.13	5.03～5.36
	159,600	6,144,000	19,900	19,900	0	238,800	238,800	0	25,800	25,800	0	309,600	309,600	0		
D8	159,600	6,144,000	21,200	21,200	0	254,400	254,400	0	28,500	28,500	0	342,000	342,000	0	3.95～4.14	5.31～5.56
	170,100	6,432,000	21,200	21,200	0	254,400	254,400	0	28,500	28,500	0	342,000	342,000	0		
D9	170,100	6,432,000	22,800	22,800	0	273,600	273,600	0	30,500	30,500	0	366,000	366,000	0	3.90～4.25	5.22～5.69
	182,100	7,000,000	22,800	22,800	0	273,600	273,600	0	30,500	30,500	0	366,000	366,000	0		
D10	182,100	7,000,000	23,000	25,300	2,300	276,000	303,600	27,600	32,700	32,100	(600)	392,400	385,200	(7,200)	3.43～4.33	4.36～5.50
	230,100	8,832,000	23,000	25,300	2,300	276,000	303,600	27,600	32,700	32,100	(600)	392,400	385,200	(7,200)		
D11	230,100	8,832,000	23,300	29,000	5,700	279,600	348,000	68,400	36,200	37,400	1,200	434,400	448,800	14,400	3.53～3.94	4.56～5.08
	260,900	9,840,000	23,300	29,000	5,700	279,600	348,000	68,400	36,200	37,400	1,200	434,400	448,800	14,400		
D12	260,900	9,840,000	23,700	31,400	7,700	284,400	376,800	92,400	39,400	41,000	1,600	472,800	492,000	19,200	3.55～3.82	4.64～5.00
	278,900	10,592,000	23,700	31,400	7,700	284,400	376,800	92,400	39,400	41,000	1,600	472,800	492,000	19,200		
D13	278,900	10,592,000	24,100	33,500	9,400	289,200	402,000	112,800	41,400	44,000	2,600	496,800	528,000	31,200	3.50～3.79	4.60～4.98
	299,900	11,464,000	24,100	33,500	9,400	289,200	402,000	112,800	41,400	44,000	2,600	496,800	528,000	31,200		
D14	299,900	11,464,000	24,300	36,300	12,000	291,600	435,600	144,000	46,500	48,600	2,100	558,000	583,200	25,200	3.38～3.79	4.53～5.08
	347,900	12,872,000	24,300	36,300	12,000	291,600	435,600	144,000	46,500	48,600	2,100	558,000	583,200	25,200		
D15	347,900	12,872,000	24,900	39,500	14,600	298,800	474,000	175,200	49,900	53,200	3,300	598,800	638,400	39,600	3.42～3.68	4.60～4.95
	398,900	13,850,000	24,900	39,500	14,600	298,800	474,000	175,200	49,900	53,200	3,300	598,800	638,400	39,600		
D16	398,900	13,850,000	25,300	40,900	15,600	303,600	490,800	187,200	52,600	55,400	2,800	631,200	664,800	33,600	～3.54	～4.80

夫婦、子ども2人の世帯を
モデルケースとして算出し
た推定収入金額D1とD3は1号認定とのねじ
れを解消する額を増額。
D10～D16について、月額
2,300円～15,600円を増額
となる。D1とD3は2号認定の増額により3号認定との
ねじれが生じないよう2号認定と同額を増額。
D10は600円の減額。D11～16は1,200円～
3,300円増額となる。

◆【B案】保育料の負担割合(グラフ)



認可外保育施設保護者助成金について

認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消の観点から、認可外保育施設の保護者助成制度を設ける。

当該制度の助成額は、第 1 子については月額 5,000 円、第 2 子以降については月額 7,000 円とし、認可施設利用と認可外施設利用との間にねじれが生じないように配慮する。

また、本助成事業実施のための財源については、利用者負担の適正なあり方の検討をふまえた保育料改定分等をあてていくものとする。

なお、当該事業に要する費用の試算は、以下のとおり。

	助成単価 (円)	助成額の算定	合計金額 (円)
第 1 子	5,000	5,000 円×100 人×12 月	6,000,000
第 2 子	7,000	7,000 円× 4 人×12 月	336,000
計			6,336,000

※ 市民税所得割額が 256,300 円以下の世帯を助成対象とした場合の金額

※ 算定に用いた人数は、平成 27 年 4 月在籍児童数から試算した。